

「さぬきダイニング」認証事務局運営業務仕様書

第1 業務の目的

観光客を対象に「県産食材の魅力発信を行うとともに、県産食材を使用した料理が常時美味しく食べられる飲食店」を、「さぬきダイニング」として認証し、認証店を活用した県産食材等「かがわの食」の魅力発信を行うことにより、県産品の認知度向上及び販売拡大を図るもの。

第2 業務内容

1 業務名 「さぬきダイニング」認証事務局運営業務

2 内容

(1) 「さぬきダイニング」の新規認証について、募集から認証するまでの事務局用務一式を行うこと。

- ① 委託者が県ホームページに募集要項等を掲載し公募を行うが、それ以外での応募促進を行うこと
 - ② 応募様式を委託者と協議の上、制作すること
 - ③ 応募資料の取りまとめを行い、記載漏れや不明箇所の確認、条件チェック項目の審査及び集計を行い、期限までに委託者に提出すること
 - ④ 認証店に認証された旨の通知を行うこと
 - ⑤ 当事業に対する応募店や認証店の問い合わせに対応すること
- ※ 認証店数は、現さぬきダイニング 22 店を含む 100 店を目標とすること

(2) 「さぬきダイニング」及び認証店の認知度向上を図るための情報発信を行うこと

- ① 「さぬきダイニング」のロゴを制作すること
- ② 認証店から情報を集め、ホームページ掲載店舗データを制作すること（店舗、所在地、ジャンル、連絡先、営業情報、県産食材をメインに使用したメニュー等）
- ③ ②のデータをもとに、香川の県産品ポータルサイト「LOVE さぬきさん」サーバー内「かがわの食Happyプロジェクト／さぬきダイニングページ」の情報追加及び更新を行うこと

※更新・制作に必要な情報データは委託者から提供する。

(3) 業務終了後に報告書を作成し、提出すること。

第3 業務の適正な実施に関する事項

- 1 受託者は、受託者が行う委託業務については、業務の全部又は一部を第三者に委託し、

又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を委託することができる。

- 2 受託者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- 3 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務の履行目的以外に利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

第4 その他

- 1 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。
- 2 当業務に係るデザインやコメント、画像等に関する著作権は、県に帰属するものとする。